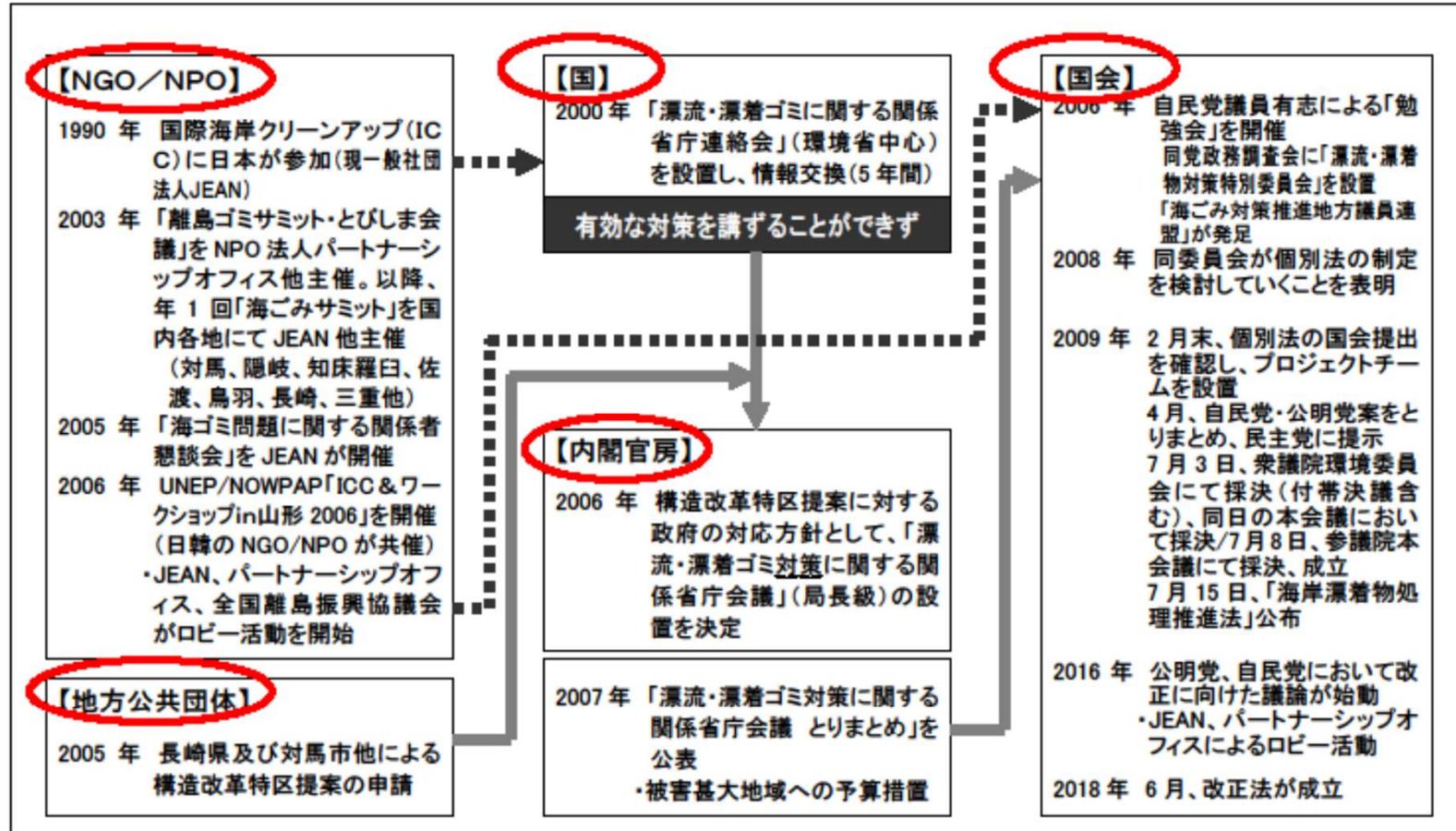


改正海岸漂着物処理推進法・経緯・課題：

NPO法人パートナーシップオフィス

海岸漂着物処理推進法の制定(改正)までの経緯



美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(海岸漂着物処理推進法:議員立法)の概要 (平成21年制定、平成30年6月改正)

目的 海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生を抑制を図る。

基本理念 ○総合的な海岸環境の保全・再生 ○責任の明確化と円滑な処理の推進 ○3R推進等による海岸漂着物等の発生の効果的な抑制 ○海洋環境の保全(マイクロプラスチック対策含む) ○多様な主体の適切な役割分担と連携の確保 ○国際協力の推進

基本方針・地域計画の策定等

国の基本方針

都道府県の地域計画(海岸漂着物対策推進協議会)

海岸漂着物等の円滑な処理

(1)処理の責任等

- ①海岸管理者は、海岸漂着物等(漂流ごみ・海底ごみを除く)の処理のため必要な措置を講じなければならない。
- ②海岸管理者でない海岸の占有者等は、その土地の清潔の保持に努めなければならない。
- ③市町村は、必要に応じ、海岸管理者等に協力しなければならない。 等



(2)地域外からの海岸漂着物への対応

- ①都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、他の都道府県の知事に対し、海岸漂着物の処理その他必要な事項に関して協力を求めることができる。
- ②環境大臣は、①の協力の求めに関し、必要なあっせんを行うことができる。
- ③外務大臣は、国外からの海岸漂着物により地域の環境保全上支障が生じていると認めるときは、必要に応じ外交上適切に対応する。等

(3)漂流ごみ・海底ごみの円滑な処理の推進

国及び地方公共団体は、地域住民の生活・経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努めなければならない。

海岸漂着物等の発生の抑制

- 国及び地方公共団体は、①発生状況・発生原因に係る定期的な調査、②市街地、河川、海岸等における不法投棄防止に必要な措置に努める。
- ③土地の適正な管理に関する必要な助言及び指導

マイクロプラスチック対策

- ①事業者は、通常の用法に従った使用の後に河川等に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制や廃プラスチック類の排出の抑制に努めなければならない。
- ②政府は、最新の科学的知見・国際的動向を勘案し、海域におけるマイクロプラスチックの抑制のための施策の在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

民間団体等との連携の強化・表彰

環境教育・普及啓発等

調査研究等

国際的な連携の確保・国際協力の推進

財政上の措置

- ①政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。
- ②政府は、離島その他の地域において地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をする。
- ③政府は、民間の団体等の活動を促進するため、財政上の配慮を行うよう努める。

漂流ごみ・海底ごみも含まれたが、海域での管理には触れられていない

改正海岸漂着物処理推進法を
どのように再改正すべきか？

①「漁網・化繊ロープ（漁業系）ごみ」及び「農業系ごみ」対策の強化等の明記：
NPO法人パートナーシップオフィス



○2020年、「漁業系廃棄物処理ガイドライン」が改訂され、排出事業者としての責任と適切な処理方法の理解を促進し、漁業関係者等の積極的な取り組みが促された。
しかしながら、海岸漂着物となった場合、とくに漁網・化繊ロープ類は回収や処理が困難である。また、農業で使用された肥料袋などは畑地などで再使用され、降雨などにより飛散して川や海に流出している事例も多い。

⇒漁網・化繊ロープが漂流した際には、漂流や漂着場所が特定できる位置情報を把握すGPS発信機を付けるなどの対策が有効と考えられる。また、廃棄物となったフロートや肥料袋などの目的外使用を抑制し、マイクロプラスチックとなって拡散することを防止する必要がある。このため、改正法第十一条の二において「マイクロプラスチックの使用の抑制に努める」と盛り込んで対策を進展させたように、「漁網・化繊ロープ（漁業系）ごみ」及び「農業系ごみ」に係る対策の強化等を明記すべきである。

②「海岸漂着物対策推進全国協議会」の設置： NPO法人パートナーシップオフィス



○現行の海岸漂着物対策専門家会議は、通常年1回の開催。とくに問題に対処している国内各地の現場で取り組んでいる民間団体等に係る情報等が共有され難い。また、海岸漂着物対策推進協議会は都道府県ごとに設置されていることから、海岸漂着物対策の地域性に応じた取り組み工夫や有効事例等の情報共有が限定的(環境省による調査事業等の報告を通じて)となり、海岸漂着物対策の取り組みに地域的な差異が生じている。

⇒都道府県ごとに設置されている海岸漂着物対策推進協議会の代表者などで構成される「海岸漂着物対策推進全国協議会」を設置する条項を加えるべきである。

③「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」の見直し： NPO法人パートナーシップオフィス



○山形県では海岸漂着物対策推進地域計画に基づいて海岸漂着ごみ量のモニタリングを実施している。134kmの海岸線について、年2回、39区域/165地点について海岸清潔度調査として実施(地域計画の中期目標;10年で半減。砂浜海岸では概ね中期目標が達成できた)。継続的なモニタリングにより、回収活動の重点化や課題などが把握できる。このような考え方がアクションプランには欠けている。

○2018年の法律改正に際して海洋プラスチックごみ対策アクションプランが策定されたが、例えば、2-(2)ポイ捨て・不法投棄・非意図的な海洋流出の防止の項目にある「違法行為である不法投棄・ポイ捨ての撲滅のため、廃棄物処理法等に基づく監視・取締りを徹底するとともに、ポイ捨てを規制する条例等のより多くの地方公共団体による制定と、条例に基づく監視・取締りの徹底を行う。」(環境省・警察庁・海上保安庁・総務省)とあるが、実態は「徹底」されているとは程遠い。

⇒「国は基本計画を策定する」旨の条項を加えることが望ましい。又は現行のアクションプランをより実効性を持たせるため、早期に見直すべきである。

④ 離島海岸、過疎地域対策の工夫： NPO法人パートナーシップオフィス



○離島海岸や過疎地域の本土側海岸では、住民による清掃活動に限界も生じている。また、民間団体等によるボランティア清掃活動への期待も高い。人員体制が整わない場合や小グループでの清掃活動において、ごみの運搬に苦労がともなう現場が少なくない。

⇒現在開発に力が入れられている電動モーター式の運搬ロボット等の補助機材は、とくに民間団体等による離島海岸や過疎地域の本土側海岸でのボランティア清掃活動において有用である。現行の海岸漂着物等地域対策推進費では機材購入ができないため、補助制度など検討すべきである。